

令和7年度 敦賀市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

障がい者が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要であり、そのためには、就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化するための支援の仕組みを整えることが必要である。

このため、敦賀市においては、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たって、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項

- （1）調達の対象となる物品等は、敦賀市が契約によって調達する物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。
- （2）本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する障害者就労施設等とする。

3 物品等の調達目標

- （1）予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に注意しつつ、随意契約を活用する場合には、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めること。
- （2）調達に当たっての仕様等は必要十分かつ明確にするとともに、予定価格は取引の実例価格等を考慮して適正に設定すること。また、障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにする等競争への参加の機会の確保に注意すること。
- （3）物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めること。
- （4）市内の障害者就労施設等への発注に努めること。
- （5）物品等の調達目標額を以下のとおり定める。

令和7年度 目標額 15,500,000円

4 調達実績の公表

この調達方針に基づき本年度に調達した物品等の実績は、年度終了後にホームページへの掲載等により公表する。